

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」への変更

2022年4月の調剤報酬改定時において、「電子的保健医療情報活用加算」が新設され、「電子資格確認により、患者に係る薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合は、月1回に限り3点、情報等の取得が困難な場合等にあつては、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。」とされていました。

ところが、従来通り保険証を使用している患者さんよりもマイナンバーカードを持参した患者さんの方が、負担が大きくなることに問題があるとされ、2022年9月末をもって「電子的保健医療情報活用加算」は廃止され、10月より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に変更されました。

この新たな加算においては、オンライン資格確認等システムの運用を開始している保険薬局であれば、実際に患者さんがマイナンバーカードを持参していなくても、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を算定できます。

患者さんがマイナンバーカードを薬局に持参し、オンライン資格確認等システムのカードリーダーから、患者に係る薬剤情報等を利用することに同意し、その上で薬局がその患者情報等を取得した場合、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(3点)ではなく、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、6月に1回に限り1点を算定することになります。オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった場合も医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(1点)を算定します。なお、この場合薬剤服用歴等に、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった旨を記載する必要があります。

つまり、オンライン資格確認等システムを導入していない薬局は全く算定できません。オンライン資格確認等システムを導入している薬局においては、患者さんがマイナンバーカードを持参していない場合(カードが破損等により利用できない場合、カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合も含む)や情報提供に同意しない場合は3点、患者さんがマイナンバーカードを持参し情報提供に同意し、情報を確認すれば、情報の有無にかかわらず1点を算定できることとなります。

この新たな加算は、薬局がオンライン資格確認等システムを導入し、患者さんがマイナンバーカードを持参し、情報提供に同意することを促すことを期待したものです。

なお、直前に医療情報・システム基盤整備体制充実加算1または2を算定した場合、算定後当該月を含めて6月の間は医療情報・システム基盤整備体制充実加算1、2の何れの加算も算定することはできません。また、次に掲げる事項について、当該保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していることが必要です。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- ・当該保険薬局に処方箋を提出した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な調剤に関する情報を取得・活用して、調剤を行うこと。

【厚生労働省：事務連絡 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)令和4年9月5日】

(問3) 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。なお、薬剤服用歴等に、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった旨を記載すること。